

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO. 7	優先度 B 3		
検討課題	委員間討議		
条文	<p>(委員会の活動)</p> <p>第13条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、委員会における審査及び調査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。</p> <p>2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、討議を通じて合意形成を目指し、論点、争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 対象の会議 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会とする。</p> <p>2 対象の議題 区長、議員又は委員会が提出する議案及び区民等が提出する請願又は陳情並びに所管事項・付議事件とする。</p> <p>3 実施手続 (1) 委員長の発議又は委員からの申出により、委員長が論点、争点等を明確にして行う。 (2) 実施時期については、予算・決算特別委員会にあっては、当該款別・総括質疑日の質疑終了後とし、その他の委員会にあっては、委員長の議事整理権の中で行う。</p> <p>4 理事者の退席 理事者の退席は、求めない。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 発言者 委員長が指名した者とする。</p> <p>6 発言の回数・時間 (1) 常任委員会及び議会運営委員会 制限は設けない。 (2) 予算・決算特別委員会 当該質疑日における討議時間は60分以内とし、委員長の議事整理権の中で行う。 (3) その他の特別委員会 当該委員会の運営方針を定める中で、併せて協議し決定する。</p> <p>7 実施時期 令和2年度定例会から実施する。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名	当面は、本検討結果シートにより運用し、運用開始後一定の検証を行い、要綱等の策定を検討する。	
	改正等の内容		